

公共汚水柵の設置基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道の供用開始区域において公共下水道の柵および取付管（以下「公共汚水柵」という。）の設置場所等に関する必要な基準を定めることにより公共汚水柵の円滑かつ適正な設置を図り、もって排水設備の設置（新設、増設および改造をいう。以下同じ。）の促進を資することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この要綱は、市が設置する公共汚水柵について適用する。

第3条 公共汚水柵の設置場所は、道路の占用許可基準により原則として私有地（公有地を含む。以下同じ。）とし、公道と私有地との境界線（官民界）より私有地側1メートルの範囲とする。

2 前項の規程にかかわらず次の各号に該当する場合は、道路管理者の許可を得て、公道に設置することができる。

- (1) 私有地内に設置する空地がない場合
- (2) 地形状、私有地に設置することにより公共下水道の管理に支障がある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、伊丹市上下水道事業管理者（以下「管理者」という）が特に必要と認めた場合

(設置数量)

第4条 公道に面する土地については、一区画あたり1箇所とする。ただし、同一人が所有する隣接した複数の区画の土地のうち、営利を目的とした土地（建売住宅・賃貸住宅等による土地）については、当該複数の区画について1箇所とする。

2 私道に面する土地については、当該私道につき1箇所とする。

3 前2項の規定にかかわらず、土地に面積、形状、既設の建造物の配置等に特殊な事情があるときは、その数量を超えて設置することができる。

4 公共汚水柵は、新たに設置される排水設備の施工を困難にせず、工事費の著しい負担とならない範囲で最小限設置するものとする。

(設置費用の負担)

第5条 前条に規定するものを除き、公共汚水柵の設置に要する費用は、伊丹市下水道条例第9条の規定により、使用者が負担しなければならない。

(公共汚水柵の設置および使用手続等)

第6条 公共汚水柵の設置を希望する者は、あらかじめ公共汚水柵等の設置申請書を管理者に提出しなければならない。

付 則

この要綱は、平成27年1月23日から施行する。